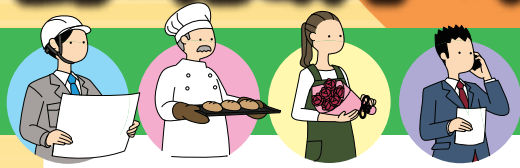


中小・小規模事業者の皆さま

働き方改革の対応、準備はできていますか



改正法が順次施行・適用されています

- **年休(年次有給休暇) 5日の時季指定義務**
- **時間外労働の上限規制**
原則月45時間、年360時間
臨時的な特別の事情 年720時間、単月100時間未満、複数月80時間
- **子の看護休暇・介護休暇 1時間単位の取得**
- **障害者法定雇用率 2.3% 43.5人以上**
- **同一労働同一賃金**
正社員とパート・有期雇用労働者の均衡・均等待遇
- **70歳までの就業機会確保措置(努力義務)**
- **テレワークの推進と副業・兼業の促進**

令和4年(2022)

パワハラ防止

- ①社内方針の明確化と周知・啓発 ②対応するための体制づくり
- ③迅速・適切な対応 ④プライバシー保護、不利益取扱い禁止

女性活躍「一般事業主行動計画」の策定・届出 101人以上

令和5年(2023)

月60時間超の時間外労働割増率 50%

令和6年(2024)

時間外労働上限規制猶予措置廃止

建設業 災害復旧・復興を除き上限規制すべて適用

自動車運転業務 上限年960時間へ



福島働き方改革推進支援センターではこれらの他に就業規則、ハラスメント、その他労務管理、助成金の活用等専門家の事業所訪問、働き方改革に関する事業所内研修、商工会議所・商工会での出張相談等無料で支援を行っています。

電話、メール、来所、Web相談も受け付けています

福島働き方改革推進支援センター

(福島県社会保険労務士会)

〒960-8252 福島市御山字三本松19-3 [月~金 9:00am~5:00pm 土、日、祝日を除く]

TEL 0120-541-516 FAX 024-533-2380

e-mail fsr-hatarakikata@lily.ocn.ne.jp



厚生労働省福島労働局委託事業

福島働き方改革推進支援センター行き
(福島県社会保険労務士会)
FAX 024-533-2380

専門家派遣依頼申込書

貴社名		代表者名	
所属部署		役職 担当者名	
住所 〒			
電話		希望日時	月 日 ()
e-mail			: ~
相談したい内容 (いくつでも <input checked="" type="checkbox"/> できます)			
<input type="checkbox"/> 働き方改革の内容を知りたい			
<input type="checkbox"/> パート・有期雇用者の待遇改善を図りたい			
<input type="checkbox"/> パート等の契約について検討したい			
<input type="checkbox"/> 賃金・労働時間制度を見直したい			
<input type="checkbox"/> 労働条件を確立したい			
<input type="checkbox"/> 変形労働時間制を導入したい			
<input type="checkbox"/> 病気療養と仕事をどう両立させるか			
<input type="checkbox"/> 定年延長、再雇用を考えたい			
<input type="checkbox"/> 助成金をもっと活用したい			
<input type="checkbox"/> 人手不足にどう対応するか			
<input type="checkbox"/> 事業所内研修 下欄に希望日時、テーマを記入			
<input type="checkbox"/> 長時間労働の是正について知りたい			
<input type="checkbox"/> 派遣法の改正について詳しく知りたい			
<input type="checkbox"/> 派遣の対応について検討したい			
<input type="checkbox"/> 就業規則を作成したい			
<input type="checkbox"/> 就業規則を見直したい			
<input type="checkbox"/> うつ病の社員の対応について相談したい			
<input type="checkbox"/> 子育て・介護と仕事をどう両立させるか			
<input type="checkbox"/> 安全衛生管理体制を強化したい			
<input type="checkbox"/> パワハラ防止について知りたい			
<input type="checkbox"/> その他労務管理			
* 経営相談は経済産業省中小企業庁のよろず支援拠点と連携しています。			
<input type="checkbox"/> 生産効率の向上、販路拡大、経営改善に取り組みたい			
[具体的な内容]			
関与している社会保険労務士が (<u>いる</u> ・ いない)			
↳ 関与社会保険労務士にご相談ください。			
* 厚生労働省の委託事業ですから安心です。			

申し込み頂いた会社、個人情報相相談支援事業に関する以外には使用致しません。